

報告第62号

各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについて

各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	人権分科会
調整方針	人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等啓発活動事務については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
人権啓発活動事務	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員20人以内 次の者から市長が委嘱または任命 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 市議会の議員 (3) 市の職員</p> <p>ウ 任期…2年</p> <p>&lt; 観音寺市人権擁護に関する条例 &gt; &lt; 観音寺市人権擁護審議会に関する規則 &gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」観音寺行動計画】 市民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「観音寺市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁あげての取り組みを行っている。</p> <p>ア 組織構成…26名 本部長 市長 副本部長 助役 収入役 教育長 本部員 各課かい長22名 (一部の者を除く。)</p> <p>&lt; 観音寺市人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 &gt;</p> <p>3.【同和対策本部】 同和対策を円滑かつ積極的に推進するための組織として設置。</p> <p>ア 組織構成…25名 本部長 助役 副本部長 収入役 教育長 本部員 各課長22名 (一部の者を除く。)</p> <p>イ 所掌事務 ・同和対策の総合振興計画策定に関すること。 ・同和対策の総合調整に関すること。 ・その他同和対策の推進のための必要事項に関すること。</p> <p>&lt; 観音寺市同和対策本部設置要綱 &gt;</p> <p>4.【同和対策推進書の活用】 平成13～17年度にわたる第四次総合計画のうち同和対策、同和教育について現状を認識し、期間中に講ずべき項目を掲げたものである。この推進書にもとづき同和行政を推進している。</p>	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員10人以内 次の者から町長が委嘱または任命 (1) 部落差別及び人権擁護に関し識見を有する者 (2) 町議会の議員 (3) 町の職員</p> <p>ウ 任期…2年</p> <p>&lt; 大野原町人権擁護に関する条例 &gt; &lt; 大野原町人権擁護審議会に関する規則 &gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」大野原町行動計画】 町民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「大野原町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全町あげての取り組みを行っている。</p> <p>ア 組織構成…24名 本部長 町長 副本部長 参事 教育長 本部員 各課課長 団体長等</p> <p>&lt; 大野原町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 &gt;</p> <p>3.【同和対策本部】 同和対策を円滑かつ積極的に推進するための組織として設置。</p> <p>ア 組織構成…11名 本部長 参事 副本部長 収入役・教育長 本部員 関係課課長等</p> <p>イ 所掌事務 ・同和対策の総合振興計画策定に関すること。 ・同和対策の総合調整に関すること。 ・その他同和対策の推進のための必要事項に関すること。</p> <p>4.【大野原町同和対策総合計画の活用】 「大野原町人権擁護に関する条例」を具体化するための基本計画である。</p>	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員10人以内 次の者から町長が委嘱 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 町議会の議員 (3) 町の職員</p> <p>ウ 任期…2年(再任は妨げない。)</p> <p>&lt; 豊浜町人権擁護に関する条例 &gt; &lt; 豊浜町人権擁護審議会に関する規則 &gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」豊浜町行動計画】 町民の人権意識の高揚を一層図り、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進し、人権尊重社会の実現に努める。 また、「豊浜町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、全庁あげての取り組みを行っている。</p> <p>ア 組織構成…15名 本部長 町長 副本部長 助役 本部員 各課課長 団体長等</p> <p>&lt; 豊浜町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 &gt;</p>	<p>1.【人権擁護審議会設置事業】</p> <p>あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議する。</p> <p>ア 審議会の開催 必要の都度開催</p> <p>イ 組織構成…委員20人以内 次の者から市長が委嘱または任命 (1) 人権擁護に関し識見を有する者 (2) 市議会の議員 (3) 市の職員</p> <p>ウ 任期…2年</p> <p>&lt; 観音寺市人権擁護に関する条例 &gt; &lt; 観音寺市人権擁護審議会に関する規則 &gt;</p> <p>2.【「人権教育のための国連10年」行動計画】 平成16年12月31日 失効</p> <p>3.【観音寺市人権教育・啓発推進本部】 あらゆる人権課題の解決に向けて、「観音寺市人権教育・啓発に関する基本計画」の策定並びに総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>組織構成 54名 本部長 市長 副本部長 助役・収入役・教育長 本部員 部長等 11名 幹事 課長等 41名 (部長2名含む)</p> <p>所掌事務 ・基本計画の策定 ・人権教育・啓発に関する諸施策の総合調整及び推進 ・その他目的達成について必要な事項</p> <p>4.【観音寺市人権政策推進本部】 人権課題の解決に向けて、人権政策を円滑かつ積極的に推進するため設置</p> <p>組織構成 53名 本部長 助役 副本部長 収入役・教育長 本部員 部長等 11名 幹事 課長等 41名 (部長2名含む)</p> <p>所掌事務 ・人権施策の基本的総合計画の策定 ・人権施策の総合調整及び推進 ・その他人権政策の目的達成のための必要な事項</p> <p>5.【同和対策推進書の活用】 平成13～17年度にわたる第四次総合計画のうち同和対策、同和教育について現状を認識し、期間中に講ずべき項目を掲げたものである。この推進書にもとづき同和行政を推進している。</p>			

協定項目番号	23-4	合併協定項目	各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	人権分科会
調整方針(案)	1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
人権啓発活動事務	<p>5.【啓発事業の状況】 同和問題に対する市民の理解、認識を深め同和問題の解決に向けて市民に対して啓発活動を続け差別、偏見のない人権尊重社会を創る。 また、各種団体、企業等への啓発活動なども行うとともに、市民の人権意識の高揚を図るためあらゆる機会を通して啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民啓発</li> <li>・市広報紙 毎月掲載</li> <li>・人権講演会(12月開催)</li> <li>・リーフレット作成・配布</li> <li>・イベントを利用した啓発</li> <li>・銭形まつり</li> <li>・福祉まつり 人権コーナー設置 (人権に関するアンケート調査実施)</li> <li>・人権フェスタへの市民参加</li> <li>・CATVを活用した啓発</li> <li>・人権ビデオの上映</li> </ul> <p>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。 ・人権啓発ビデオ一覧の配布(4月) <li>・人権啓発ビデオの貸し出し</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員啓発 市民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。</li> <li>・各種研修会等への積極的参加</li> <li>・職員意識調査の実施</li> <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </ul> </p>	<p>5.【啓発事業の状況】 同和問題に対する町民の理解、認識を深め同和問題の解決に向けて町民に対して啓発活動を続け差別、偏見のない人権尊重社会を創る。 また、各種団体、企業等への啓発活動なども行うとともに、町民の人権意識の高揚を図るためあらゆる機会を通して啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民啓発</li> <li>・町広報紙 年2回掲載(8月・12月)</li> <li>・人権講演会(12月開催)</li> <li>・リーフレット作成・配布</li> <li>・人権啓発推進作品募集</li> </ul> <p>(人権に関するアンケート調査実施) 人権フェスタへの町民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員啓発 町民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。</li> <li>・各種研修会等への積極的参加</li> <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </ul>	<p>5.【啓発事業の状況】 町民の人権意識の普及、高揚を目的とし、あらゆる差別・偏見のない人権尊重社会を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民啓発</li> <li>町広報誌 毎月掲載</li> <li>人権講演会 (8月、12月に開催)</li> <li>標語入り啓発物品の配布</li> <li>イベント時のアンケート調査</li> </ul> <p>人権フェスタへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、講演会などへの積極参加を呼びかける。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員啓発 町民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。</li> <li>・各種研修会等への積極的参加</li> <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </ul>	<p>6.【啓発事業の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民啓発</li> <li>・市広報紙 毎月掲載</li> <li>・人権講演会(12月開催)</li> <li>・リーフレット作成・配布</li> <li>・イベントを利用した啓発</li> <li>・人権コーナー設置 (人権に関するアンケート調査実施)</li> </ul> <p>人権フェスタへの市民参加 ・CATVを活用した啓発 人権ビデオの上映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業啓発 公正な採用選考を目的として啓発するとともに、企業内研修での人権啓発を促す。 ・人権啓発ビデオ一覧の配布(4月)</li> <li>・人権啓発ビデオの貸し出し</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員啓発 市民の先頭に立つべき職員の意識改革を図る。</li> <li>・各種研修会等への積極的参加</li> <li>・職員意識調査の実施</li> <li>・庁内LANを活用した人権啓発</li> <li>・人権ステッカーの掲示促進</li> </ul>			